

貴自治体名 津島市懇談日時 10月25日(水) 午後1時00分～2時00分懇談会場 津島市役所 入札室 ※会場が確定している場合はご記入ください。

## 2017年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

【1】1. 介護保険・高齢者福祉 担当課( 保険年金課・高齢介護課 )電話(0567-24-1111)FAX(0567-25-8480)

(1) 保険料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。

( ) ない (○) ある → 実施年月(2001年10月)2016年度実績( 0 )件( 0 )円

(2) 保険料の市町村独自の減免について

減免対象の規定(所得段階区分等)の内容

(第1所得段階に該当する者で被保護者でない老齢福祉年金受給者のうち、次の各号のいずれにも該当する場合。申請日以降に納期限が到来する同日が属する年度の納期に係る保険料額の100分の50に相当する額

(1) その属する世帯のすべての者が、当該保険料の賦課期日の属する年度分の市民税を課せられていないこと。

(2) 市町村民税課税者に扶養されていないこと。

(3) 資産等を活用しても、なお、生活が困窮している状態にあること )

保険料の全額免除はありますか。 (○) ない ( ) ある

資産保有による制限はありますか。 ( ) ない (○) ある

保険料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 (○) ない ( ) ある

申請は必要ですか。 (○) 要る ( ) 不要

\*2016年4月以降に改正された場合は、改正された条例・要項を添付してください。

(3) 保険料滞納の状況と財産等の差し押さえについて(2016年度実績)

1) 保険料滞納者数 ( 延 1941 )人

2) 「償還払い」処分件数 ( 0 )件

3) 「保険給付の一時差し止め」処分件数 ( 0 )件

4) 「3割負担」処分件数 ( 3 )件

5) 「財産差し押さえ」処分件数 ( 0 )件

(4) 利用料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。

(○) ない ( ) ある → 実施年月( 年 月)2016年度実績( )件( )円

(5) 利用料減免の内容をご記入ください。

1) 減免対象の規定(所得段階区分等)の内容( )

2) 訪問介護の利用者負担 ( )

3) 居宅サービス利用料の助成割合 ( )

4) 施設サービス利用料の助成割合 ( )

5) 利用料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 (○) ない ( ) ある

\*2016年4月以降に改正された場合は、改正された条例・要項を添付してください。

(6) 特別養護老人ホームの待機者について

1) 特別養護老人ホームの待機者(要介護3以上)は、何人ですか。(182)人(2017年4月現在)

2) 要介護1、2で待機状態にある人を把握していますか。

( ) 把握していない (○) 把握している → (76)人(2017年4月現在)

(7) 介護給付費準備基金について

2015年度末の残高(141, 151)千円 2016年度末の残高(211, 178)千円 ※決算前の場合は見込額

(8)介護保険における通院時の院内介助について ( )認めている (○)認めていない

(9)介護保険における入院中のヘルパー派遣について ( )認めている (○)認めていない

(10)住宅改修の受領委任払い制度を実施していますか。

(○)実施している→実施年月日(2003年9月1日) 2016年度実績(220)件

( )検討中である ( )実施の予定がない

(11)福祉用具の受領委任払い制度を実施していますか。

(○)実施している→実施年月日(2004年4月1日) 2016年度実績(164)件

( )検討中である ( )実施の予定がない

(12)高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施していますか。

( )実施している→実施年月日( 年 月 日) 2016年度実績( )件

( )検討中である (○)実施の予定がない

(13)住宅改修の独自の助成制度について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

助成制度の有無	( )助成制度がある ( )助成制度はない (○)検討中である		
制度内容	( )介護保険に上乗せして実施している		
	上乗せの助成額		利用者実数(2016年度)
	( )介護保険利用者以外の助成制度がある		
	対象者と、その要件		
	助成額		利用者実数(2016年度)

(14)配食サービスについて、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

配食方式	実施の有無	(○)実施している( )していない( )検討中である
	実施の回数(週○回昼・夕などと記入)	週6回・昼のみ
	1日平均利用者数(2016年度)	総延べ食事数(29,122)食÷年間配食日数( )日 =1日当たり平均( )食
	1食あたりの助成額	200円または300円
	1食あたりの利用者負担額	300円または400円
会食方式	実施の有無	( )実施している(○)していない( )検討中である
	実施の回数(週○回昼・夕などと記入)	
	1日平均利用者数(2016年度)	総延べ食事数( )食÷年間配食日数( )日 =1日当たり平均( )食
	1食あたりの助成額	
	1食あたりの利用者負担額	

(15)ひとり暮らし、高齢ふたり世帯などへのゴミ出し、安否確認・見守り、日常生活支援、買い物など、生活支援施策の実施とその事業主体についてご記入ください。

支援内容	実施	事業の主体
ゴミ出し援助	○有・無	( )自治体 (○)新総合事業 ( )その他事業
		担い手
安否確認・見守り	○有・無	( )自治体 (○)新総合事業 ( )その他事業

		担い手
日常生活支援	有・無	( )自治体 (○)新総合事業 ( )その他事業
		担い手
買い物支援	有・無	( )自治体 (○)新総合事業 ( )その他事業
		担い手

※事業の主体が複数ある場合、代表的な事業をご記入の上、その他事業がわかる資料を添付ください。

(16) 高齢者や障害者への外出支援施策について、該当項目に○印を付し必要事項をご記入ください。

地域巡回バス	実施の有無	(○)実施している ( )していない ( )検討中である	
	地域巡回バスの名称	ふれあいバス	
	利用料	高齢者( )歳以上( )円、障害者( )円 一般( 100 )円、子ども( )歳～( )歳( )円	
	その他特記事項	小学生以下は無料	
	2016年度の運行実績	54,941 人	
タクシー代助成	実施の有無	(○)実施している ( )していない ( )検討中である	
	各対象者の要件及び助成内容		
	対象者	助成要件	2016年度の助成実績
	高齢者		( )人
	障害者	・身体障がい者手帳 1～3 級の方、療育手帳A・B判定の方、精神障がい者手帳 1・2 級の方、戦傷病者手帳特別項症から第 5 項症までの方、被爆者健康手帳を所持する方 ・利用1回につき 1,000 円以内を助成(500 円助成券を年間最大 24 枚交付)	( 573 )人
要介護認定者		( )人	

(17) サロン・認知症カフェなど高齢者のたまり場事業の助成金の内容についてご記入ください。

実施の有無	(○)実施している ( )していない ( )検討中である
実施事業の名称	津島市通所型サービスB事業
事業の主体	( )自治体 (○)新総合事業 ( )その他事業
	担い手:自治会、市民活動グループなど
助成対象	報償費、消耗品費、印刷製本費、修繕費、燃料費、郵送料、使用料及び賃借料、備品購入費等
助成金について	1月あたり3,000円、事業立ち上げ補助(初回のみ4,000円)
助成箇所数	現在、担い手の募集期間中のため助成実績なし

(18) 介護認定者の障害者控除の認定について

- 1) 認定書の発行枚数(2016年度実績)は ( 829 )枚
- 2) 介護認定者に障害者控除の申請書または認定書を自動的に送付していますか。  
(○)申請書を送付している → 2016年度( 1744 )件  
( )認定書を送付している → 2016年度( )件  
( )自動的に送付していない
- 3) 認定書の発行の要件  
( )介護認定者のうち、要支援2以上は基本的に該当する

- ( )介護認定者のうち、要介護1以上は基本的に該当する  
 ( )介護認定時の認定調査票または主治医の意見書で判断している  
 ( )要介護認定を受けていない者に対しては、医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している  
 (○)その他、次のような方法で判断している【「要介護1以上」かつ「認定資料の障がい高齢者の日常生活自立度J1以上」の方、または、「要介護1以上」かつ「認定資料の認知症高齢者の日常生活自立度I以上」の方】

## 2. 国民健康保険 担当課(保険年金課)電話(0567-24-1111)FAX(0567-25-8480)

### (1) 国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

	区分	定義	2015年度	2016年度	2017年度
保険料・税率	所得割	旧但し書き額	× ( 7.8 )%	× ( 7.8 )%	× ( 7.8 )%
	資産割	固定資産税額	× ( 22 )%	× ( 22 )%	× ( 22 )%
	均等割	加入者1人につき	29,000 円	29,000 円	29,000 円
	平等割	1世帯につき	28,000 円	28,000 円	28,000 円
1人当たり調定額(平均保険料)			85,995 円	86,315 円	86,063 円
一般会計からの1人当たり法定外繰入額			27,322 円	21,035 円	3,123 円

※2017年度の「一般会計からの1人当たり法定外繰入額」は、予算額をご記入ください。

### (2) 保険料(税)の市町村独自の軽減・減免制度

#### 1) 市町村独自の低所得者減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

以下すべての条件を満たす場合に減免が適用される。

- ・世帯主及び国保加入者の前年中の所得申告がされている。
- ・世帯主及び国保加入者の前年中の総所得金額等の合計が 33 万円以下であること。
- ・当該年の4月1日現在に国保加入世帯であること。

#### 2) 保険料(税)の収入減を理由にした減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

以下すべての条件を満たす場合に減免が適用される。

- ・世帯主及び国保加入者の前年中の所得申告がされている。
- ・世帯主及び国保加入者の今年中の総所得金額の合計が、前年に比べ3分の2以下に減少する見込みであること。
- ・世帯主及び国保加入者の前年中の総所得金額の合計が 500 万円以下であること。

### (3) 資格証明書 ※2017年8月1日現在でご記入ください。

- 資格証明書は交付していますか。(○)交付していない ( )交付している→( )世帯
- 資格証明書を交付している場合、交付に当たっては、面接を実施していますか。  
( )必ず面談している ( )面談がなくても交付する場合がある ( )その他
- 資格証明書交付世帯のうち、高校生世代以下の子どものいる世帯数・子ども数  
世帯数( )世帯 内、乳幼児( )人、小学生( )人、中学生( )人、高校生世代( )人  
上記のうち、6カ月以上の短期保険証を交付していない資格証明書未解消世帯数・子ども数  
世帯数( )世帯 内、乳幼児( )人、小学生( )人、中学生( )人、高校生世代( )人
- 資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。  
(○)国の基準どおり実施している  
( )独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している  
( )高校生世代以下の子どものいる世帯  
( )障害者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯  
( )病弱者のいる世帯  
( )次の場合は、交付対象から除外している

5) 資格証明書発行世帯で緊急時の短期保険証への切り替えについての基準をご記入ください。

納付があれば、その場で短期証を発行。

緊急搬送等、やむを得ない場合は納付が無くても発行。

(4) 短期保険証 ※2017年8月1日現在でご記入ください。

1) 有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数

※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く

・1カ月以内(298)人 ・2カ月(166)人 ・3カ月(114)人 ・4カ月(12)人

・5カ月(54)人 ・6カ月(277)人 ・1年(2)人 ・その他( )

2) 短期保険証発行の基準をご記入ください。

津島市国民健康保険被保険者証の返還及び被保険者資格証明書・短期被保険者証の交付並びに保険給付の支払差し止め等に関する取扱要綱の規定に基づき、その世帯の状況を考慮して対応している。

(5) 保険料(税)滞納者への差押えについて(2016年度)

1) 差し押さえの基準(差押え予告所に対し、何ら納付・相談が無い者。)

2) 分納者への対応(基本的には分納誓約が誠実に履行されていけば行わないが、分納額が少額の場合は差押えを行う場合もある。)

3) 予告通知書の発行(228)件

4) 差押え件数 不動産(14)件 預貯金(46)件 生命保険(0)件(内学資保険(0)件)  
その他(14)件( )

5) 競売などによる現金化 (37)件 (1,302,283)円

6) 徴収の猶予 申請件数(0)件、許可(0)件、

7) 換価の猶予(0)件

8) 滞納処分の停止(396)件

(6) 国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数をご記入ください。

※2017年8月1日現在でご記入ください。

1) 交付した保険証・短期保険証の留め置き人数 (0)人

2) 保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付人数 (239)人

3) その他( )

(7) 国民健康保険法第44条の一部負担減免制度について

1) 一部負担減免制度を実施していますか。

(○)実施している ( )検討中である ( )実施の予定がない

\*2016年4月以降に一部負担減免制度が改正された場合は、改正された条例・要項を添付してください。

2) 実施している場合、

・生活保護基準を目安にした減免基準を設けていますか。

(○)設けている ( )検討中である ( )設けていない

・生活保護基準を目安にした減免基準を満たしている場合、災害や事業・業務の休廃止、失業などによる収入の減少などに該当していなくても減免の対象となりますか。

( )生活保護基準を目安にした減免基準を満たしていれば、減免の対象となる。

(○)生活保護基準を目安にした減免基準に加え、災害や事業・業務の休廃止、失業などによる収入の減少などの要件を満たす必要がある。

( )その他( )

3) 相談・申請の実績(2016年度)

・自治体窓口(電話相談なども含む)への相談件数(0)件

・申請件数(0)件 ・減免件数(0)件 減免金額(0)円

(8) 国保運営協議会について

- 1) 運営協議会の公開 (  ) 公開していない (  ) 公開している  
 2) 運営協議会委員の公募枠 (  ) ない (  ) ある → ( ) 人

**3. 税の滞納について 担当課(収納課)電話(0567-24-1111)FAX(0567-25-8480)**

- (1) 滞納整理マニュアルはありますか (  ) ある (  ) ない  
 (2) 滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2016年度)  
 1) 徴収の猶予について 申請件数( 0 )件 許可件数( 0 )件  
 2) 換価の猶予の適用件数( 0 )件  
 3) 滞納処分の停止の適用件数( 559 )件  
 (3) 地方税滞納整理機構に引き継いだ件数(2016年度内に引き継いだ件数)( 70 )件  
 (4) 地方税滞納整理機構に引き継ぎをする基準

・督促等市からの催告に応じない人 ・納税の相談をしても約束を守らない人 ・税金を支払える資力があるにもかかわらず年間の分納総額が本来の年税額より少額の場合等、短期間での滞納の解消が見込めない人 ・滞納額が高額である人

- (5) 少額でも滞りなく分納している納税者も地方税滞納整理機構に引き継ぎますか  
 (  ) 引き継ぐ (  ) 引き継がない

**4. 生活保護 担当課(福祉課)電話(0567-24-1111)FAX(0567-25-8480)**

- (1) 生活保護の申請件数とその保護件数について  
 2016年度相談件数 ( 151 ) 件、申請件数 ( 92 ) 件、そのうち保護開始件数 ( 70 ) 件  
 (2) 2017年4月現在の受給世帯数と人数 ( 324 ) 世帯 ( 445 ) 人  
 (3) 外国人への生活保護制度および申請手続きに関する説明文書について  
 1) 外国語で生活保護のしおりや説明文書を整備していますか(  ) ある (  ) ない  
 2) 整備されている言語( 英語、中国語、タガログ語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語 )  
 3) しおりや説明文書のホームページへの掲載(  ) している (  ) していない  
 \*しおりや説明文書を添付してください。

※以下は市のみお答えください

- (4) 生活保護担当職員(ケースワーカー)及び1職員(ケースワーカー)当たりの担当受給者について

	生活保護担当職員について			1職員当たりの担当受給者数	
	正規職員数	生保担当の平均在任年数	非正規職員数	世帯数	人数
2016年4月現在	5人	2年 4カ月	0人	315世帯	63人
2017年4月現在	4人	3年 4カ月	0人	324世帯	81人

**5. 福祉医療など 担当課(保険年金課)電話(0567-24-1111)FAX(0567-25-8480)**

- (1) 子ども医療費助成制度について、2017年4月1日時点の助成内容と変更している(予定含む)場合、ご記入ください。  
 (  ) 変更なし  
 (  ) 変更あり → 変更内容・実施時期をご記入ください  
 (変更時期) 年 月 日

再現できません(署名機能)

(2)後期高齢者医療について

保険料滞納者数( 83 )人 短期保険証発行人数( 0 )人  
差し押さえ(2016年度)件数( 0 )件、金額( 0 )円

(2)就学援助

1)保護者への広報はどのようにしていますか。

( )入学説明会 ( )入学式 ( )始業式 ( )ホームページ ( )市広報  
( )その他( 就学時健診 )

\*就学援助に関する保護者向けの案内文書を添付してください。(昨年と同じ場合は結構です。)

2)就学援助の認定対象基準をご記入ください。

生活保護基準額の( 1.0 )倍・金額( )円

H25年8月生活扶助基準見直し前の生活保護基準額 1.0 倍

3)生活保護基準引き下げに対して、どのような対応をされましたか。

( )就学援助認定基準を引き上げた

【2016年度 倍 → 2017年度 倍】

( )何もしていない

( )その他(下欄にご記入ください)

4)就学援助の対象となる認定基準額または所得基準額(年額)をご記入ください。

・2人家族(母30歳代、子ども小学生の場合) … ( 185 万 )円

・4人家族(父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … ( 258 万 )円

5)申請書の受付先 ( )市町村窓口 ( )学校 ( )市町村窓口と学校のどちらも可

6)民生委員の証明は必要ですか ( )必要である ( )必要ない

7)就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2016年度	2017年度
受給者数	601 人	590 人
受給割合	11.5%	11.5%
支給額	38,067,667 円	46,448,000 円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。  
※2017年度の支給額は見込み額をご記入ください。

8)就学援助家庭の給食費の支払い方法 ( )  
現物支給 ( )償還払い ( )その他

9)就学援助の項目について

( )学用品費 ( )体育実技用具費 ( )入学準備金 ( )通学用品費 ( )通学費  
( )修学旅行費 ( )クラブ活動費 ( )生徒会費 ( )PTA会費 ( )給食費  
( )校外活動費(宿泊を伴わないもの) ( )校外活動費(宿泊を伴うもの) ( )医療費  
( )日本スポーツ振興センター掛け金 ( )めがね・コンタクトレンズ ( )卒業記念品  
( )その他( )

10)就学援助の入学準備金の支給は、新学期前に実施していますか。

① 実施している( ) ② 実施する予定(29年度(30年度入学予定者)) ③ 実施しない( )

(3)学校給食について(2017年度)

1)給食費未納の児童・生徒も含め、全員が学校給食を食われていますか。

( )食われている ( )未納者には給食支給を停止している ( )その他  
給食費未納の児童・生徒への学校、自治体の対応(例:就学援助をすすめるなど)

就学援助、児童手当からの引き落とし

2) 給食費への自治体独自の補助などの施策 (例:半額補助、第2子以降無料など)

小学校・中学校それぞれ1食当たり15円補助

3) 給食の実施状況

	全校数	自校方式実施数		センター方式実施数		1食当たりの給食費
		直営	委託	直営	委託	
小学校	8校	校	3校	校	5校	270円
中学校	4校	校	校	校	4校	300円

(4) 保育について

1) 国が出した処遇改善等加算Ⅱの取り扱いについて、実施をどう考えていますか。

(○)積極的に活用する ( )活用しない ( )わからない

その理由( )

2) 保育士の処遇改善の為に、自治体独自で新たに設けた補助・支援などありますか。

( )ある (○)ない

具体的な補助・支援( )

3) 自治体内の企業主導型保育の開所状況を把握していますか。指導監査を行っていますか。

( )はい (○)いいえ

具体的には( )

**7. 障害者施策 担当課(福祉課)電話(0567-24-1111)FAX(0567-25-8480)**

(1) 訪問系各サービスの支給状況について(2017年7月時点)

	支給者数(人)	昨年同月比(%)	最多支給時間数	平均支給時間数
居宅介護	68	105	138	20
重度訪問介護	0	0	0	0
行動援護	3	300	40	26
同行援護	12	92	57	27

\* 最多支給時間は2017年7月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

¥

(2) 地域生活支援事業の移動支援

支給者数(107)人 最多支給時間数(64)時間 平均支給時間数(23.0)時間

(3) 訪問系サービスの支給基準 (○)あり ( )なし

(4) 計画相談支援の7月利用実績 ( 79 )人

計画相談支援実施上の問題点があればご記入ください

相談支援員の質・量ともに不足している。

(5) 介護保険サービスと障害福祉サービスの併給について



- 1) 併給をしている人の人数( 14 )人(2017年7月1日現在) ・対昨年同月比( 100 )%
- 2) 併給している障害福祉サービスの居宅介護について  
平均何時間支給していますか( 21 )時間
- 3) 介護保険の被保険者が障害福祉サービスを上乗せ利用する場合の条件  
 介護保険サービスのみで、必要なサービスを確保できない状況であれば、障害福祉サービスの上乗せが可能としている。  
 何らかの条件を設けている。  
 要支援の該当者は、上乗せができない。  
 障害者手帳所持者(肢体不自由の身体障害者手帳1級所持者に限る)  
 介護保険の要介護度が要介護5の者  
(ただし区分変更しても要介護5にならない場合は、要介護4以下でも検討可能)  
 介護保険サービスの約半分以上を訪問介護が占めていること 等  
※上記以外の条件があれば、できるだけ詳しくご記入ください。

- ・在宅の障がい者であること。
- ・介護保険の1月当たりの訪問通所サービス区分の支給限度基準額まで介護保険のサービスを受けていること。

- (6) 65歳以上の障害者で障害福祉サービスのみの利用者について
- ・介護給付支給決定者数 ( 20 )人( H29年7月31日現在 )
  - ・訓練等給付支給決定者数 ( 6 )人( H29年7月31日現在 )
- (7) 入院中、通院中、通院診療中のヘルパーの付き添いについて、報酬を支給していますか
- ・入院中 認めて  いる  いない 報酬は  支給する  支給しない
  - ・通院 病院内 認めて  いる  いない 報酬は  支給する  支給しない
  - ・通院 診療中 認めて  いる  いない 報酬は  支給する  支給しない
- (8) グループホームの夜勤体制について 2017年4月1日時点でお答えください  
夜勤が一人体制の施設は グループホーム( 7 )カ所中( 3 )カ所

**【2】国または愛知県に対して既に意見書・要望書を提出している項目と提出年月日を教えてください。**

※2016年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書・要望書の種類	提出年月日
国	① 社会保障制度の国民負担増や給付削減をやめ、国の予算で改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	② 若者も高齢者も安心の年金制度の確立を求める意見書・要望書	年 月 日
	③ 介護保険制度の改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	④ 18歳年度末までの医療費無料制度創設を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑤ 福祉医療助成に係る国民健康保険の国庫負担減額措置の廃止を求める意見書・要望書	29年9月23日
	⑥ 後期高齢者の保険料軽減特例の恒久化を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑦ 家族介護はもう限界です！障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書・要望書	年 月 日
県	① 福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書・要望書	29年7月25日
	② 市町村国民健康保険への事業費補助金復活を求める意見書・要望書	年 月 日

\* 2016年9月以降に【2】に関する国または県に提出した意見書・要望書の写しを添付してください。

☆ご協力ありがとうございました。